

# 【労働基準法、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律】

## 最判令和6年3月26日 裁時1836号3頁を踏まえた 企業の死亡退職金支払の運用



大江橋法律事務所 弁護士  
山本 大輔

▶ PROFILE

daisuke.yamamoto@ohehashi.com

### 第1 本稿の目的

2024年3月26日の最高裁判所の判決は、企業の死亡退職金の規定（従業員が死亡した場合に、退職金を誰が受け取るかを定めた規定）にとっても大きな影響力がある内容でした。

この判決（最判令和6年3月26日裁時1836号3頁）は、直接的には「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」の文言の解釈を示したもので、一見すると企業の死亡退職金の制度とは何の関係ありません。しかし、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律5条1項1号では、犯罪行為によって死亡した者の「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）」に対して、国が給付金を支給する、ということが定められていて、最判令和6年3月26日裁時1836号3頁は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律5条1項1号の、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」の文言に、犯罪行為によって死亡した者と同性の者も含まれる可能性がある、と判断しました。この「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）」という文言が、まさに企業の死亡退職金の受取人が誰かを定めた文言と酷似している場合があります。特に、死亡退職金の受取人が誰かについて、労働基準法施行規則42条～45条の規定による、と定めている企業も多くみられますが、この場合、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律5条1項1号と同様

の文言で死亡退職金の受取人を規定していることとなります。そうすると、企業では、従業員が死亡した際に、当該従業員に同性パートナーがいるかどうか、ということも確認しなければならない場面があり得ます。

企業が正しい死亡退職金の受取人に死亡退職金を支払わず、間違った受取人に支払ってしまった場合、正しい受取人に死亡退職金を支払いなおさなければなりません。間違った受取人から死亡退職金を取り返せばよいのですが、一度支払われた死亡退職金は既に使われてしまっていることもあり、簡単に返してもらえる可能性は高くありません。多額になる死亡退職金の支払についてリスクを負いたくないと考える企業がほとんどでしょう。

そこで、本稿においては、最判令和6年3月26日裁時1836号3頁の概要と射程を確認して（第2）、企業の死亡退職金の規定で多い文言とその内容を説明します（第3）。その上で、企業が死亡退職金の受取人が誰かを定めるに当たって確認すべき事項は何か（第4）、どうすれば企業が死亡退職金を正しい受取人に支払うことができるかということを検討します（第5）。

なお、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」という文言は、死亡退職金の規定だけでなく、健康保険法の被扶養者の定義など、企業に関連する多数の法令において使用されています。したがって、退職金や死亡退職金の規定が存在しない企業においても、最判令和6年3月26日裁時1836号3頁の内容がいずれ関係する可能性があるため、これを機に本稿の内容を確認しておくことは有益であると考えています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィス構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 第2 最判令和6年3月26日裁時 1836号3頁の概要及び射程

### 1 最判令和6年3月26日裁時1836号3頁の概要

当該判決の原審である名古屋高等裁判所判決も、原々審である名古屋地方裁判所判決も「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」には犯罪行為によって死亡した者の同性パートナーが含まれないという、最判令和6年3月26日裁時1836号3頁とは逆の判断をしていました。それにもかかわらず、最判令和6年3月26日裁時1836号3頁は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律5条1項1号の、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」というのは、犯罪行為によって死亡した者と同性の者も含まれる可能性がある、と判断しました。

その理由ですが、最判令和6年3月26日裁時1836号3頁は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の目的から考えています。その目的は、犯罪の被害者が犯罪行為によって死亡したことで精神的・経済的に打撃を受ける可能性がある者に対して給付金を支給してそれらの打撃を和らげることにあります。犯罪行為で死亡した者と「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」というのは、その死亡によって精神的・経済的な打撃を受けるといえ、両者が同性であっても異性であってもその打撃を受けることには変わりありません。また、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律5条1項1号の文言は、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」であって、犯罪行為によって死亡した者と同性の者を含まないというような記載になっていません。以上のことを総合して、最判令和6年3月26

日裁時1836号3頁は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律5条1項1号の、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」というのは、犯罪行為によって死亡した者と同性の者も含まれる可能性がある、といたしました。

この点、「婚姻の届出をしていない」という文言を、婚姻できずにもかかわらず婚姻届を提出していない、という意味であると考えれば、犯罪行為によって死亡した者の異性だけが「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当することになりますが、最判令和6年3月26日裁時1836号3頁はこの解釈を採用しませんでした。その理由は、重婚的内縁関係にある者や、近親婚に該当する者も、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当する旨を判示した判例があるからであると考えられます（最判昭和58年4月14日民集37巻3号270頁、最判平成19年3月8日民集61巻2号518頁）。これらのケースは、配偶者が別にいるために婚姻届を出せない内縁関係になる者や、3親等以内の近親者であるために婚姻届を出せない者についても、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」であると判断しています。ここからすると、最高裁判所は、「婚姻の届出をしていない」という文言を、婚姻届を出せる男女カップルが婚姻届を提出していない、という意味であるとは考えておらず、文字どおり婚姻届を提出していない、という意味であると考えていると思われます。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 2 最判令和6年3月26日裁時1836号3頁の射程

それでは、最判令和6年3月26日裁時1836号3頁で用いられた理由は、企業の死亡退職金の規定にも関係するのでしょうか。

最判令和6年3月26日裁時1836号3頁は、法律の目的、同性か異性かで保護に差があるかどうか、法律の文言を踏まえて、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律5条1項1号の、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」というのは、犯罪行為によって死亡した者と同性の者も含まれる可能性がある、としました。

同様に、企業の死亡退職金の規定についても、死亡退職金の規定の目的、同性か異性かで保護に差があるかどうか、当該規定の文言を踏まえて検討します。企業の死亡退職金の規定の目的を示したものではありませんが、中小企業退職金共済法では、配偶者と「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」が死亡退職金の第1順位の受取人であり、死亡した者の収入によって生計を維持していた親族がその次の順位の受取人、死亡した者の収入によって生計を維持していたという事情がなかった親族がその次の順位の受取人であるとしていることを踏まえて、これらの死亡退職金の規定の目的は、死亡した者の収入に依拠していた遺族の生活保障であるとししました（最判令和3年3月25日民集75巻3号913頁参照）。第3で解説するとおり、企業の死亡退職金の規定では、「労働基準法施行規則42条～45条の規定による」と規定されることが多いですが、その労働基準法施行規則42条は中小企業退職金共済法と同様の規定になっています。そのため、同様の文言で定められている死亡退職金の規定の目的も、死亡した者の収入に依拠していた遺族の生活保障であると考えのが相当です。死亡した従業員と「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」というのは、当該従業員の収入によって生計

を維持しており、その死亡による生活保障を受けるべき存在であって、両者が同性であるか異性であるかによって生活保障を受けるべきかどうかは変わりません。また、労働基準法施行規則42条の文言は、「婚姻の届出をしなくとも事実上婚姻と同様の関係にある者」であって、死亡した従業員と同性の者を含まない、というような記載にはなっていません。以上を踏まえると、労働基準法施行規則42条の「婚姻の届出をしなくとも事実上婚姻と同様の関係にある者」というのは、死亡した従業員と同性の者も含まれる可能性があります。

## 第3 企業の死亡退職金の規定の内容

### 1 企業の死亡退職金の規定として考えられるもの

それぞれの企業において、退職金を設けるかどうかは自由になっていますが、一度退職金制度を設けた場合には、当該制度に従って退職金を支払わなければなりません。

退職金の規定がある企業でも、死亡退職金の規定を設けていない場合があります。その場合には、特段の事情がなければ、従業員が死亡した場合に、当該従業員に退職金債権が帰属し、当該退職金債権を当該従業員の相続人が相続した、とも考えられます。そうだとすると、その際の対応としては、債権者不確知を理由とした弁済供託（民法494条）をすることが考えられます。

また、従業員が死亡退職金の受取人を遺言や企業に対する予告で指定する、という規定になっている場合もあります。この場合には、従業員が死亡した際に遺言や企業に対する予告で指定していた受取人に死亡退職金を支払えばよいこととなります。もし受取人を指定していない場合には、民法の相続人が死亡退職金の受取人になって上記の対応に合流します。ただし、遺言で指定された受取人と、企業に対する予告

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

で指定された受取人が異なる場合や、死亡した従業員が遺言や企業に対する予告をした段階で意思能力を欠いていた場合などには、どの受取人が正しい受取人であるかを調停や訴訟などで、裁判所とともに判断することが、企業が正しい受取人に死亡退職金を支払うための1つの合理的な方法になります。

最後に、多くの企業で採用されている、「労働基準法施行規則42条～45条の規定による」という死亡退職金の規定の内容について、**2**で詳しく確認します。

## 2 労働基準法施行規則42条～45条の規定の内容

労働基準法施行規則42条によれば、死亡退職金をまず受け取るべき受取人、第1順位者は、死亡した従業員の配偶者又は、婚姻の届出をしなくとも事実上婚姻と同様の関係にある者です。この両者のどちらを優先するかについて、昭和23年5月14日基収1642号の通達では、配偶者を優先するとされています。ただし、当該通達は、労働基準法解釈総覧改訂16版には記載されていません。また、企業の死亡退職金の受取人について判断した判例ではありませんが、労働基準法施行規則42条と同様の文言がある法律の解釈について、原則として配偶者が死亡退職金全額を受け取りますが、例外的に死亡した従業員と配偶者が事実上の離婚状態にあるときは、配偶者が死亡退職金の受取人から除外されて、事実上婚姻と同様の関係にある者がいる場合はその者が、いない場合には次順位以下の受取人が死亡退職金を受け取るとされています（最判昭和58年4月14日民集37巻3号270頁、最判令和3年3月25日民集75巻3号913頁等参照）。

死亡した従業員に配偶者がおらず、事実上婚姻と同様の関係にある者もない場合には、従業員の死亡時にその収入によって生計を維持していたか、従業員の死亡時に生計を一にしていた従業員の子、養父母、実父母、孫、祖父母の順番

で、該当する者がいればその者が死亡退職金の受取人となります。それらの者がいない場合には、従業員の死亡時に生計を共にしていなかった従業員の子、父母、孫、祖父母、生計を共にしていた兄弟姉妹、生計を共にしていなかった兄弟姉妹の順番で、該当する者がいればその者が死亡退職金の受取人となります（労働基準法施行規則43条）。もし同順位の者が複数いる場合、死亡退職金は人数によって等分されます（労働基準法施行規則44条）。

## 第4 企業が死亡退職金の受取人を決めるに当たって確認すべき事項

### 1 死亡した従業員に配偶者がいる場合

第4では、企業の死亡退職金の規定が「労働基準法施行規則42条～45条の規定による」とされている場合について、何を確認すべきかを検討します。

在職中に従業員が死亡した場合、まず、第1順位者である当該従業員の配偶者の有無を確認すべきです。死亡した従業員に配偶者がいる場合でも、両者が事実上の離婚状態にあった場合には、当該配偶者は死亡退職金の受取人になることはできません。

事実上の離婚状態にあるかどうかは、別居の経緯、別居期間、婚姻関係を維持ないし修復するための努力の有無、別居後における経済的依存の状況、別居後における婚姻当事者間の音信・訪問の状況、重婚の内縁関係の固定性等を総合的に考慮して判断されますが（最判平成17年4月21日判タ1180号171頁、172頁）、単に別居中であり離婚調停中であつたことだけでは、事実上の離婚状態であつたというには足りないとされています（大竹敬人「民法上の配偶者が中小企業退職金共済法14条1項1号にいう配偶者に当たらない

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

場合」曹時74巻10号124頁)。

事実上の離婚状態にあったかどうかを確認するためには、死亡した従業員の戸籍謄本・住民票を取得して、婚姻関係を確認し、配偶者と死亡した従業員の住民票上の住所が同一であることを確認し、実際に同住所に配偶者と死亡した従業員が同居していたことを確認する、というのが慎重な確認となります。その場合の確認方法としては、当該住所への書留郵便で企業に返送することを求める内容の書類を送って配偶者がすぐに返送してくるかどうかを確認したり、当該住所の固定電話に架電したり、企業担当者が当該住所に出向いて配偶者が同居しているかどうかを確認したりすることが考えられます。従業員が死亡するたびに、毎回このような確認をしたり、配偶者との生活の実態を確認したりすることは企業の負担が大きいため、ケースバイケースの判断になります。なお、死亡した従業員の配偶者だけが、死亡直後に死亡退職金を請求してきて、その他に死亡退職金を請求する者がいない場合には、基本的には配偶者が死亡退職金の受取人となることが多いと考えられます。

企業に対して死亡退職金を請求してくるのが配偶者だけでなく、配偶者以外の者もいる場合には、当該請求者と配偶者を被告として、企業が訴訟や調停等を提起して、誰が正しい受取人であるか(死亡した従業員と配偶者が事実上の離婚状態にあるかどうかなど)を裁判所に判断してもらえば、死亡退職金を正しい受取人に支払うことができます。

## 2 死亡した従業員に配偶者がいない場合

死亡した従業員に配偶者がいない場合(戸籍謄本等で確認できる)には、「婚姻の届出をしなくとも事実上婚姻と同様の関係にある者」がいるかどうかを確認することになります。最判令和6年3月26日裁時1836号3頁を踏まえると、「婚姻の届出をしなくとも事実上婚姻と同様の関係にある者」は、

死亡した従業員からみて同性でも異性でも構いません。死亡した従業員と「婚姻の届出をしなくとも事実上婚姻と同様にある者」の存在を企業に申告していた場合には、同人に対して連絡を取り、従業員が死亡した当時の生活状況等を確認することで、「事実上婚姻と同様の関係」にあったかどうかを確認することになります。他方で、死亡した従業員に「婚姻の届出をしなくとも事実上婚姻と同様の関係にある者」がいるかどうかを企業が把握していない場合にも、死亡した従業員の住民票等を取得して未届の妻か夫がいるかどうかを確かめたり、死亡した従業員の住所への郵送・電話・訪問等で同居人の有無を確認したり、死亡した従業員の子や父母などに同居人の有無などを確認することが考えられます。

特に、死亡した従業員と同性の同居人がいる場合には、従業員の死亡時点で、同性婚が法制化された国における婚姻証明書の有無、日本の地方自治体における同性パートナーシップ証明書の有無、生活状況等を確認して、「婚姻の届出をしなくとも事実上婚姻と同様の関係にある者」に該当するかどうかを判断しなければなりません。他に死亡退職金を請求する者がいる場合には、ここでも、訴訟や調停等を提起して、裁判所に正しい受取人を判断してもらうことが簡便かつリスクを減らすことができる方策となります。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィス構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 第5 死亡退職金を正しい受取人に支払うために

### 1 総合福祉団体定期保険

総合福祉団体定期保険とは、従業員の死亡退職金・弔慰金の財源確保を目的とした団体保険で、従業員が死亡した際に死亡退職金相当額を保険会社が保険金として支払うことを内容とする、企業が保険会社との間で契約する保険です。

総合福祉団体定期保険には、①保険会社が企業に対して死亡退職金相当額を支払う形式と、②保険会社が死亡した従業員の遺族に対して死亡退職金相当額を直接支払う形式があります。①は、企業が死亡退職金の正しい受取人が誰であるかを判断するため、第4で述べたような方法を検討することになります。他方で、②の場合には、保険会社が死亡退職金の正しい受取人が誰かを検討・判断して、死亡した従業員の死亡退職金の受取人に対して、死亡退職金相当額を支給することになると思われます。②の場合であれば、企業としては死亡退職金の正しい受取人が誰であるかを判断する必要がないため、死亡退職金を間違えた受取人に支払ってしまうリスクを負うことがありません。この点の取扱いについては、個別の保険契約の内容によるため、死亡退職金の支払が起きる前に、企業が総合福祉団体定期保険を契約している保険会社と相談しておくことが望ましいでしょう。

### 2 企業が死亡退職金の規定を変更する場合の注意点

第4の2で述べたように、企業の死亡退職金の規定が「労働基準法施行規則42条～45条の規定による」とされている場合に、死亡した従業員に配偶者がいなかったり、配偶者と

の関係が事実上の離婚状態にあたりするときは、「婚姻の届出をしなくとも事実上婚姻と同様の関係にある者」がいるかどうかを、同性であるか異性であるかを問わず、確認しなければなりません。

この負担を避けるために、死亡退職金の規定を変えて、死亡した従業員の相続人を受取人にしたり、死亡した従業員が指定した者を受取人にしたりしてしまう、という方法が考えられます。死亡退職金の金額を下げるわけではないため、死亡退職金の規定の変更が有効である、と考えることもできますが、この変更が就業規則の不利益変更には該当しないことを明示した裁判例・判例はないため、いざ変更するとすると、就業規則の変更によって労働者が受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況等の要素に照らして、変更が合理的であるといえるかどうかを慎重に検討する必要があります。

また、死亡退職金の規定を上記のとおり変更できたとしても、第3の1でも述べたように、変更後の規定であれば企業には何の負担もリスクもない、というわけではありません。死亡退職金の受取人を死亡した従業員の相続人とした場合には、当該相続人を調査したり、弁済供託をしたり、という行為が必要になることがあります。

また、従業員が死亡退職金の受取人を遺言や企業に対する予告で指定する、という規定にしている場合にも、第3の1でも述べたように、受取人を指定していないとき、遺言で指定された受取人と企業に対する予告で指定された受取人が異なるとき、遺言や企業に対する予告をした時点で死亡した従業員が意思能力を欠いていたときなどは、企業が調停や訴訟等を提起することが必要になることもあります。

もう1つ注意しておきたいことは、レピュテーションリスクです。最判令和6年3月26日裁時1836号3頁が出された後に死亡退職金の規定を変更して、死亡した従業員の同性

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

パートナーが死亡退職金の受取人となることができないようにしたとなると、企業が特定の属性を持つ従業員に対して寛容ではないことを表明してしまうことになりかねません。

## 第6 まとめ

本稿では、最判令和6年3月26日裁時1836号3頁を踏まえて、企業の死亡退職金の規定の運用に与える影響を検討しました。死亡した従業員の受取人が企業にとって明らかであることも多いと考えられますし、複数の者が「私が正しい受取人であるから死亡退職金を全額支払え」と主張して企業に請求してくるという可能性も高くはないと考えられ、死亡退職金の受取人が誰かを企業が真剣に確認する場面はそれほど多くないと思われます。ただし、既に述べたように、退職金や死亡退職金は高額になることが多いため、少しでも不自然に思われることがあったり、複数の受取人候補が名乗り出てきたりしている場合には、その受取人が誰かということを慎重に確認したり、本稿で述べたようなリスク管理の方法を採用したりしておくことが、正しい受取人に死亡退職金を支払うためには重要です。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。